

終身保険

無配当終身保険/5年ごと利差配当付終身保険

2019年10月改定



必ず
ご確認
ください

法人で加入をご検討される場合、
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

5つの特徴

1 保障は一生続きます。
 保険料払込満了後も生涯にわたって保障が続きますので、一生安心です。

2 掛け捨てではありません。

解約された場合、ご契約時の年齢、保険料の払込期間、ご契約の経過年月数などに応じて解約返戻金があります。

※解約された場合、以後の保障はなくなります。短期間で解約された場合、解約返戻金がない場合があります。

3 「無配当」と「5年ごと利差配当付」の2種類があります。

保険料の割安な「無配当終身保険」と、責任準備金などの運用実績により5年ごとに契約者配当金をお支払いする「5年ごと利差配当付終身保険」があります。

4 高額割引制度があります。

保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

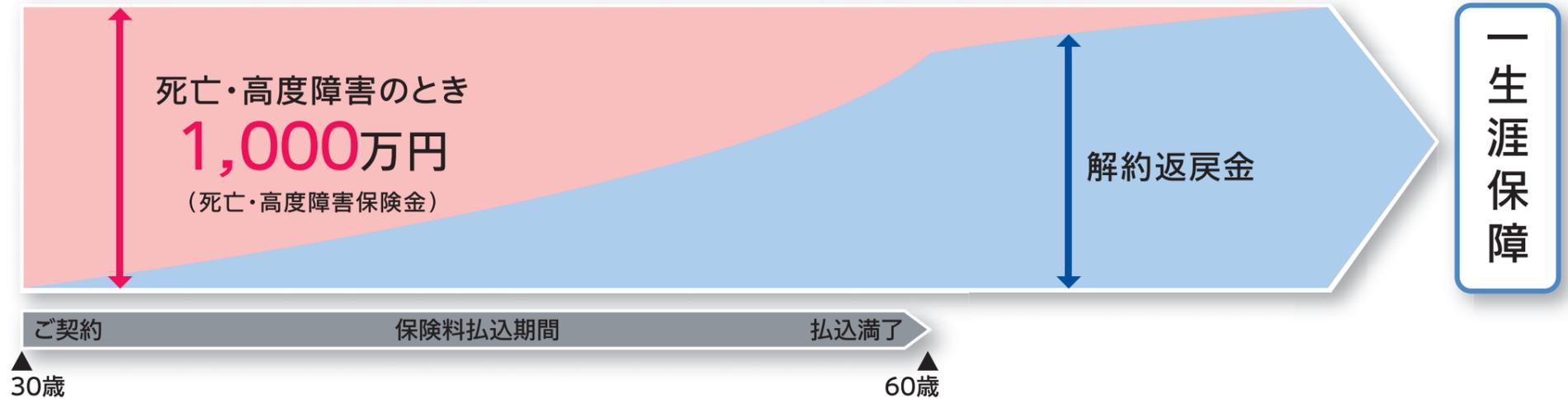
※保険金額の減額など、契約内容の変更により、上記の条件を満たさなくなった場合は、高額割引制度は適用されなくなります。

5 各種特約を付加できます。

各種特約を付加することで、ご自分に合った保障を組み合わせることができます。

ご契約例

●無配当終身保険 ●30歳男性 ●死亡・高度障害保険金額:1,000万円 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:60歳払済 ●保険料(口座振替月払):26,890円



一生
生涯
保障

「5年ごと利差配当付終身保険」の場合、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績などによって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

※上記ご契約例の場合、契約者配当金および満期保険金はありません。
 ※上記ご契約例のほかにもいろいろな保険金額、保険料払込期間をご用意しています。詳しくは担当者にお問い合わせください。

保険料例(口座振替月払)

●死亡・高度障害保険金額:1,000万円 ●保険料払込期間:60歳払済

契約年齢(歳)	無配当		5年ごと利差配当付	
	男性(円)	女性(円)	男性(円)	女性(円)
20	19,910	19,280	21,410	20,930
25	22,890	22,190	24,530	24,010
30	26,890	26,100	28,720	28,120
35	32,520	31,540	34,590	33,870
40	40,950	39,700	43,380	42,470
45	54,620	52,970	57,650	56,440
50	81,700	79,260	85,920	84,160

解約返戻金例

●上記ご契約例の場合

保険年度(年)	払込保険料累計(円)	解約返戻金(円)	返戻率(%)
10	3,226,800	2,794,600	86.6
20	6,453,600	5,760,900	89.2
30	9,680,400	8,939,700	92.3
40	9,680,400	9,287,500	95.9
50	9,680,400	9,598,500	99.1

※解約された場合、以後の保障はなくなります。短期間で解約された場合、解約返戻金がない場合があります。

※解約返戻金は各保険年度の末日の金額を表示しています。解約返戻金は保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により異なります。したがって、同一保険年度内でも各保険年度の末日より前に解約した場合、表記の金額より少なくなることがあります。

特約

ニーズに合わせて、特約を付加できます。

- 1 死亡保障を上乘せたい**
定期保険特約
 (無配当にのみ付加できます)
- 2 不慮の事故による死亡にそなえたい**
災害死亡特約
- 3 満期保険金もほしい**
養老保険特約
 (無配当にのみ付加できます)
- 4 余命6か月以内と判断されるときに保険金を受け取りたい**
リビング・ニーズ特約
- 5 所定の要介護状態となったときに保険金を受け取りたい**
介護前払特約
- 6 責任準備金などをもとに年金に移行したい**
年金移行特約
 (保険料払込期間満了後の年単位の契約応当日に付加できます)

※各特約について、詳しくは「保険種類のご案内」をご覧ください。

●お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
 ●記載の数値は、2018年4月現在のものです。

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ず
ご確認
ください

ご契約の際は「**ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)**」
「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください

終身保険について

- この保険の保険期間は終身です。
- この保険においてお支払いする保険金はつぎのとおりです。

保険金	お支払事由	お支払額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	保険金額
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態になられたとき	

- 所定の高度障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。
- この保険には満期保険金はありません。
- 保険料の払込総額が、お支払いする保険金額を上回る場合がありますので、ご契約の際は十分ご確認ください。

指定代理請求特約について

- この特約は、受取人に保険金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。

- 不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

契約者配当金について

- 契約者配当金は、責任準備金などの運用益が会社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。**契約者配当金については、今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績などによって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。**また、これに利息をつけて積み立てたものが5年ごと積立配当金ですが、この利率も経済情勢などにより変動し、お支払いできないこともあります。
- 長期間継続したご契約については特別配当をお支払いすることがあります。
- 当社の終身保険には、無配当と5年ごと利差配当付の2種類があります。

無配当	5年ごと利差配当付
○契約者配当金はありません。	○責任準備金などの運用益が会社の予定した運用益を超えた場合に契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。
○5年ごと利差配当付に比べ、同じ保障内容の場合、保険料は割安となります。	○無配当保険に比べ、同じ保障内容の場合、保険料は割高となります。 ※契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績などによって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先